

Empowered by Innovation **NEC**

OSSライセンスの基礎

～ 有償セミナー「OSSライセンスと著作権法」の抜粋になります ～

- 第1章 OSSは一般に開発者の著作権
- 第2章 著作物の利用とは著作権の行使
- 第3章 ライセンス違反は著作権侵害
- 第4章 OSSライセンスの概要
- 第5章 OSSライセンス詳細
- 第6章 基本的な対策

2014年10月18日
NEC ソフトウェア技術統括本部
OSS推進センター・姉崎章博

OSS License Checked!

自己紹介

■ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

■ 元、汎用機A/COSの通信管理、OSの標準化、実装に関わる

- ・IA-6 Linuxの設計と実装、情報処理学会研究報告マシナリアドホックと分散環境(DPS)1988
- ・IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
- ・IA-64 Linux on 16-Wayサーバ/AltixLinux Conference 2000 Fall

■ OSSライセンスの解説に取り組む2006～

■ 現在、OSSライセンスの普及・啓発に注力

- @IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

「OSSライセンス入門」

● OSC講演が専門記事では驚異的な386はアプを記録 ⇒
http://www.nec.co.jp/oss/!pconest/article.html 「@ITマガジン」

● 第9回著作権・著作権隣接権 論文 佳作入選

「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

Page 2 © NEC Corporation 2014

CRIC 第9 回著作権・著作権隣接権 佳作入選論文 概要

「OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈」

OSSライセンスが

「著作権法によって、利用の許諾の条件が示されたものである」と解釈することの妥当性について検討

→GPLv2の法的問題?とされていたことの再考

- 契約としての成立が問題なのか?
- GPLを契約と解したことによる弊害を紹介
- 二次的著作物について独自の定義をしているのか?
- 結合著作物の概念を紹介しているに過ぎない

OSSという著作物を作成した開発者の
著作権者としての権利・著作権の理解が大事

Page 3 © NEC Corporation 2014

知識レベル・コンサル:「OSSライセンスと著作権法」セミナー

第1章 OSSは一般に開発者の著作権

- OSSは非営利となるオープンソースの産物がある
- 著作権法が一般に適用されているわけではない
- 商用ライセンスのあるOSSは、お風呂と考える方がよい

第2章 著作物の利用とは著作権の行使

- 著作物の利用とは、著作権者から許諾を得る行為
- OSS利用の前提となる著作権法がOSライセンス
- 許諾を得ずに利用すれば著作権侵害
- システム構築でもトラブルとなるケース

第3章 ライセンス違反は著作権侵害

- 商用ソフトのソフトウェアライセンスとは許諾する行為が違ふ
- 著作権法に規定しては、主に著作権者による
- システム構築でもトラブルとなるケース

第4章 OSSライセンスの概要

- OSSは権利として二次的著作物、集合著作物を意味する
- OSSライセンスをタイプに分類する
- PostgreSQL - GPLv2 英文
- ライセンスは、依頼・提供 するものではない
- ソース開示の条件もライセンス毎に違う

第5章 OSSライセンス詳細

- 商用ソフトに比べてOSSの一言を作業しづらい
- ライセンスは、依頼・提供 するものではない

第6章 基本的な対策

- 商用ソフトに比べてOSSの一言を作業しづらい
- 自社開発/Prolex, OSS公開前に確認しよう
- ライセンス違反のリスクの小さい状態に整えよう

1回20名まで50万円の出張セミナー
・基本5H(AM/PM2.5H, 補遺の説明なし)
・100ページ超のテキスト
ご希望により、ゆっく7Hで、急いで4Hで、実施することも可能です。(費用変わらず)
・7H(1日目PM2H, 2日目AM/PM2.5H, 補遺の説明あり)
・4H(PM4H, 補遺の説明なし)

「著作権・著作権がどういふのか理解したいから、
著作権のライセンスとして見ると何が記述されているのか理解できる」

補遺
● 最終的に様々なOSS利用の確認が必要
● OSSライセンスの専門家への依頼
● GPLv3について
補遺2 OSSライセンス・コンプライアンスの体制
● Linux Foundationのワーキンググループでの体制
● 日本での体制

Page 4 © NEC Corporation 2014

OSSライセンス・コンプライアンス コンサル

■ 貴社のコンプライアンス強化された組織作りをご支援します。

推進者を選定(1名以上) → 知識レベルの
1. OSSライセンスと著作権法
2. OSS利用ガイドライン作成支援
3. 開発管理プロセス改善支援
4. 活動支援アドバイス・サービス
5. 製品個別・対策支援アドバイス・サービス

OSS利用ガイドラインの作成や、Prolexなどのツール使用のために必要な基礎知識。

単なる全体方針だけではなく、ソース開示方法のガイドや、条文の詳細解説を含む。

OSS非適用を確認
Prolex
開発プロセスレベルのコンサル
特定製品のコンサル

コンプライアンス強化された組織

Page 5 © NEC Corporation 2014

第1章 OSSは一般に開発者の著作物

- OSSには参考となる「オープンソースの定義」がある
- OSSの著作権は、誰かが持っている他人のもの
- 著作権は、他人に無断で利用されない権利
- 商用ライセンスのあるOSSは、お風呂と考えた方がよい

ITサーバ構築者対象ですが、OSSを触ったことのない方向けに作りました。OSS入門に参考になるかと思います。

OSS BOOKS オープンソースで構築 ITシステム導入の巻
独立系読者 情報処理技術者協会(IPA)
オープンソースソフトウェア・センター (編者)
発行年: 2009ページ: オーム社: A5判(2007/11/1)
ISBN-10: 4274501434
ISBN-13: 978-4274501432

Page 6 © NEC Corporation 2014

OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう

昔 ～パソコン通信時代?

- タダで入手できるプログラムは、すべて、パブリックドメインソフトウェア (PDS) と読んでいた!?

今 ～もう少し分類感を持ちましょう

	OSS (オープンソースソフトウェア) (自由ソフトウェア)	フリーウェア (フリーソフト)	PDS パブリックドメインソフトウェア
著作権	有	有	無
ソースコード	公開	非公開	公開/非公開
例	Linux, Apache, etc.	Acrobat Reader, etc.	qmail, SQLite, etc.

※「フリーソフト50選」などと題したムックでは、この3つ共めて区別していない。

Page 7 © NEC Corporation 2014

OSSの著作権は、誰かが持っている他人のもの

例えば

- Linuxカーネル
- 1991年、フィンランド Helsinki 大学に在籍中だった Linus Torvalds氏によって開発
- Apache HTTP Server
- 1999年、NCSA HTTPdのユーザの1人が立ち上げた「メーリングリストが母体となった」Apache Software Foundation」(ASF)で開発・保守されている
- Samba (サンバ)
- 1992年、オーストラリアのAndrew Tridgell氏が開発

しかし、各コミュニティ全体で保持しているかのような扱いになっている
誰が持っているかより、誰かが持っている他人のものとして理解することが大事

Page 8 © NEC Corporation 2014

著作権は、他人に無断で利用されない権利

■ 著作権は、特許権・商標権などと同じく、知的財産権の一つ

■ 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利

知的財産権

- 産業財産権
 - 特許権
 - 実用新案権
 - 意匠権
 - 商標権
- その他
 - 回路配置利用権
 - 育成者権(種苗法)
 - 営業秘密等(不正競争防止法)

他人に無断で出版(のような行為)されないといった権利

出典:文化庁 著作権テキスト <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/index.html>

Page 9 © NEC Corporation 2014

第2章 著作物の利用とは著作権の行使

- 著作権と特許権の性質の違い
- 著作物の「利用」と「使用」は別な行為
- 著作権は複製権など多くの支分権の束
- 著作物の利用とは、著作権行使する行為
- OSSの利用の際の許諾条件がOSSライセンス
- OSSの利用は、主に、頒布する行為
- 許諾を得ずに利用すれば著作権侵害

Page 10 © NEC Corporation 2014

著作権と特許権の性質の違い(1/2)

保護する対象が違う - 著作権:「表現」 登録不要
特許権:「アイデア」 登録要

著作権法	特許法
一つの権利ではなく著作物の利用形態に応じて、複製を始めとした支分権の束として規定(第21条～)	特許権者は、業として実施する権利を専有する(第68条)
例え文字列が一致しても、独自に創作したものは、著作権侵害とならない。	独自に考案したもので、先出願されれば、特許権侵害
著作権侵害は親告罪	特許権侵害は非親告罪 H10年改正H11.1.1施行
著作物として見る(新たな)視点 機能、解法、アルゴリズムと見る(従来の)視点	

プログラム

Page 11 © NEC Corporation 2014

著作権と特許権の性質の違い(2/2)

著作権	特許権
Aさんが創作し公表	Aさんが発明し登録し実施
Bさんが独立に創作したら、Aさんと全く同じものも著作権侵害にならない	Bさんが独立に発明し実施すれば特許権侵害
業としての製品の単位は関係無	業として実施するのは製品単位
個々の著作物の単位で許諾要	一部品に含まれていても実施不可

Page 12 © NEC Corporation 2014

第3章 ライセンス違反は著作権侵害

- 他人の著作権を侵害する犯罪行為例
- Pkgソフトのソフトウェアライセンスとは許諾する行為が違う
- ライセンスとは何かの許諾
- 頒布後に実施しては、既に著作権侵害
- 提訴の目的は条件があることを認識させること
- システム構築でもトラブルとなるケース

平成25年版 犯罪白書(©OSSに準ずる)
http://hakujo1.mji.go.jp/p/90/m/m_80_2_1_3_2_3.html

Page 13 © NEC Corporation 2014

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

放送(映像)のケース

OSSEも、著作権法で保護されているプログラムなので、その複製では

これを許諾する条件がOSSライセンス条文です。

→ Pkgソフトのライセンスとは、許諾する行為が違う

Page 14 © NEC Corporation 2014

「ライセンス」とは、「使用権」のことか?

「製造ライセンス」「販売ライセンス」という言葉もある。

「いや、ソフトウェア・ライセンスの場合、「ソフトウェアの使用権」という意味(?)
「ソフトウェア使用許諾書」という言葉がある。

「正当に購入したプログラムを使用するに、なぜ許諾が必要なのか?」

- 正当に購入した書籍を読むのに、著者の許諾が必要か?
- 正当に購入した音楽を聴くのに、作者の許諾が必要か?
- 正当に購入したプログラムを使用するに、著作権の許諾は必要無い。

「ソフトウェアのご使用について」と題を変更
・使用方法の合意を契約で求めている - ショッピングクラブ/クリックオン

Page 15 © NEC Corporation 2014

Pkgソフトのライセンスとは、許諾する行為が違う

● Pkgソフトのライセンスの場合

開発者: ソフトウェアの提供 (利用者はソフトウェアの使用権の決定して)

利用者: ソフトウェアの提供 (利用者はソフトウェアの使用権の決定して)

第三者: 第三者へのソフトウェアの提供はライセンス違反となる

● OSSライセンスの場合

開発者: ソフトウェアの提供 (利用者はソフトウェアの使用権の決定して)

利用者: ソフトウェアの提供 (利用者はソフトウェアの使用権の決定して)

第三者: 第三者へのソフトウェアの提供はライセンス違反となる

著作権に使用権はないので範囲外
条件を満たさなければ著作権侵害

Page 16 © NEC Corporation 2014

「ライセンス」とは、何かの「許諾」

例えは、自動車の「運転免許」もライセンスという

●小学生がグラウンドで自動車を運転したら、ライセンス違反でしょうか？

契約書や
仕様書
での感覚

↑ 学習だけでは意識しているように見えませんが？

「自動車・・・を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならない。」道路交通法第八十四条

道路交通法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35H0105.html>

●「ライセンス」に違反しないためには、

- ・何を許諾しているのかも意識する必要があります
- ・特に、素人の範囲外の領域があることを意識する必要があります

「ライセンス」そのものが「契約」を意味しているわけではない

ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること

金子宏直, Section 1 ライセンス概論 ページ2

著: 植山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太 (編) ビジネス法務大系 | ライセンス契約, 日本評論社, (2007).

● ライセンス (license) はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す "licentia" という言葉が起源とされる。

● 17世紀後半には英国の判決で、**ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすることであるとの定義が現れる。**

「ライセンサーとライセンシーの契約」という行為を多く見かけるからといって、「ライセンス≠契約」!

裁判沙汰になったGPL違反もソース開示せずに販売

※ GPL : GNU General Public License, Linuxで採用されていることで、最も有名。

ほとんどがBusy Boxのソースコードを開示せずに販売していた著作権侵害

※ソース開示: ソース添付または提供する旨を明記した3年間は有効な書面を添付

※ Busy Box : Coreutilsにある主な標準UNIXコマンドの機能を単一の実行ファイルで提供 (ウィキペディア)

「GPL違反」とは? **ライセンスが行わなければ違法行為**

「ソース開示」を条件に再頒布を許諾しているにも関わらず、

ソース開示せずに商品の販売 (再頒布) した著作権侵害。

第6章 基本的な対策

- 自社開発のつもりなら「OSSを利用していないこと」を確認しよう
- お客様は契約で再頒布のリスクを担保する傾向
- 開発物件に含まれるOSSの一覧を作成しよう
- 自社開発にProtex, OSSは個別に確認しよう
- ライセンス違反のリスクの小さい状態に納めよう
- 製品構成するソフトウェア物件ごとに確認しよう
- OSSコミュニティへ支援・還元していれば自ずとわかる話が多い

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

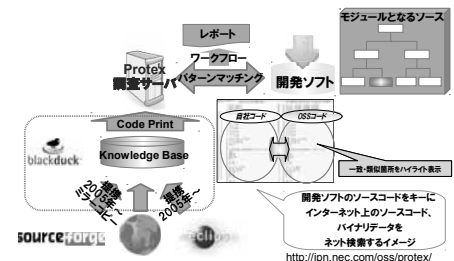


*1: 2009年12月の14社の訴状を見ると、SFLOCの「ソースは?」という問い合わせに、拒否または無視したため提訴したとある。

「OSSなど使っていない」と思っているだけで確認していない製品は、訴訟対応が出来ないのでは?

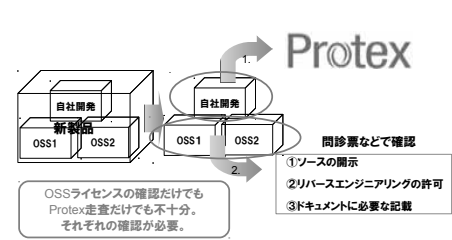
「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

→ 自社開発ソフト中の思わぬOSSコードの流用を出荷前に検出



自社開発にProtex, OSSは個別に確認しよう

1. 自社開発のどこをProtexに掛け、OSSが検出されないことを確認する
2. 利用しているOSSのライセンス条件を満たしているか確認する



第4章 OSSライセンスの概要

- OSSを著作物として、二次的著作物、結合著作物を意識する
- OSSライセンスを4タイプに分類してみる
- 条件① ソースの開示
- 条件② リバースエンジニアリングの許可
- 条件③ ドキュメントに必要な記載
- PostgreSQLライセンス
- The FreeBSD Copyright
- Apache License 2.0
- Eclipse Public License (EPL)
- GNU Lesser General Public License (LGPL) 2.1
- GNU General Public License (GPL) 2.0

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

- ① ソースの開示 (OSS自身) + ⑦ (GPL OSSとの結合著作物)
- ② リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物)
- ③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、パナソニックの場合の多い)

OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (開示/許可/記載内容)	その他の扱い
BSDタイプ	バイナリ形式のみの頒布可	ソース開示しないならば、ドキュメントへ記載が必要 ③
MPLタイプ	バイナリ形式のみの頒布不可	結合著作物のリバースエンジニアリングの許可が必要 ②
LGPLタイプ	ソース開示が必要 (Copyleft)	結合著作物もGPL条件でのソース開示が必要 ⑦
GPLタイプ		

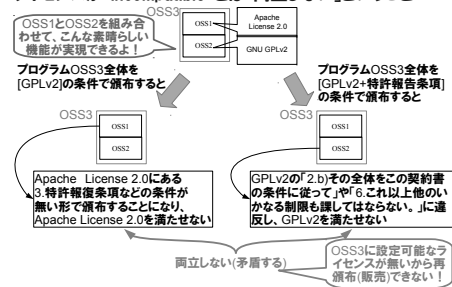
- BSDライセンス : Berkeley Software Distribution License
- MPL : Mozilla Public License
- LGPL : GNU Lesser General Public License
- GPL : GNU General Public License

R.M.Stallmanのプリンタドライバのエピソード

第5章 OSSライセンス詳細

- 特許権復元事項とは「許諾」が失効・終了する条件
- 対応レベルを選択するためにライセンスのタイプ分けが必要
- ドキュメントに必要な記載内容はライセンス毎に違う
- ソース開示の条件もライセンス毎に違う
- LGPLv2.1第6項に「GPL/GPLの「改変」の目的が見える
- 結合著作物にソース開示が求められるのはデバッグため
- ライセンスは、伝播・感染するものではない
- ライセンスが「incompatible」とは「両立しない」ということ
- 適用範囲の判断は、著作権のある著作物か否か

ライセンスが「incompatible」とは「両立しない」ということ

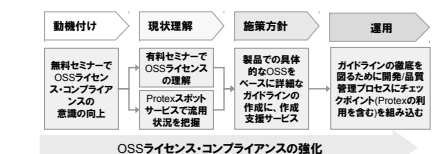


OSSの正のスパイラルに乗って共に成功の道へ



有償セミナーをご検討いただくために、抜粋の無料セミナーもご用意
購入をご検討いただけるキーマン向けに無料訪問セミナーを実施可能です
※出張費のみご負担いただきます。テキストは画面のみの対応となります。

ステップ

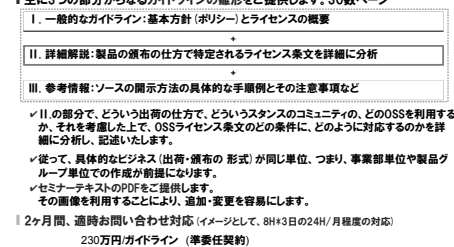


運用に向けて当初から品質保証部門、法務・知財部門の参加が望ましい

製品レベル・コンサル:「OSS活用ガイドライン作成支援」サービス

対象: 1. の知識レベル・コンサルを受講済みのOSSライセンス・コンプライアンス (OSSLC) 推進のご担当者様 (基本1名)

主に3つの部分からなるガイドラインの雛形をご提供します。30数ページ



OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス:

<http://jpn.nec.com/oss/ossl/>

Protex: <http://jpn.nec.com/oss/protex/>

Empowered by Innovation

NEC